

平成29年門真市教育委員会第7回定例会

開催日時 平成29年7月27日（木） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第26号 平成30年度小学校使用教科用図書「特別の教科 道徳」の採択について
- 日程第4 議案第27号 平成30年度小学校使用教科用図書の採択について
- 日程第5 議案第28号 平成30年度小学校使用教科用拡大図書の採択について
- 日程第6 議案第29号 平成30年度中学校使用教科用図書の採択について
- 日程第7 議案第30号 平成30年度中学校使用教科用拡大図書の採択について
- 日程第8 諸報告
- 日程第9 議案第31号 門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見聴取に関する規則の制定に伴う意見聴取について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	桜井 智恵子
委員	土川 好子
委員	高橋 元

事務局出席職員

教育次長	森本 訓史
教育部長	満永 誠一
教育部次長	水野 知加子
教育部教育総務課長	中野 康宏
教育部学校教育課長	三村 泰久

教育部学校教育課参事	高山 拓也
教育部学校教育課参事 兼教育センター長	杉井 信夫
教育部社会教育課長補佐	清水 智覚
教育部図書館長	西中 敏美
こども部保育幼稚園課長	花城 勉

久木元教育長 開会宣告 午後 2 時

日程第 1 会議録署名委員の指名

久木元教育長より 土川 好子 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 議案第 26 号 平成 30 年度小学校使用教科用図書「特別の教科 道徳」の採択について
説明者 杉井学校教育課参事

議案書の 1 ページをご覧ください。

門真市立小学校において平成 30 年度より使用する教科用図書につきまして、新たに「特別の教科 道徳」の教科用図書を採択する必要があり、2 ページにお示ししております「平成 30 年度小学校使用教科用図書『特別の教科 道徳』発行者別一覧」の中から採択いただくために本案を提出するものです。

これまでの経過をご説明いたします。29 年第 4 回定例教育委員会におきまして、教科用図書の調査・研究に伴う門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置と選定委員会に対する諮問のご決定を賜りました。

これに基づきまして、選定委員会におきましては、教科書見本本、本市調査員からの「門真市教科用図書選定資料」、大阪府教育委員会作成の「教科用図書選定資料」などを参考に、慎重な調査

研究と審議を重ね、その結果をまとめて7月20日付けで答申がございました。また、これを受けて、7月20日には、教育委員学習会が開催され、選定委員会答申等を参考に、教科書の調査研究をしていただいたところでございます。説明は以上でございます。

久木元教育長： 本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条の第6号に規定されておりますとおり、教育委員会の職務権限において学校での使用義務が課せられている教科用図書を選択する重要な案件であります。

そのため、今回の「特別の教科 道徳」の選定につきまして、「平成30年度小学校使用教科用図書の適正な選定について」を門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員長に諮問し、意見を求めました。

選定委員会からの答申は29年7月20日にいただきましたが、その際、選定委員会からは適正かつ公正で開かれた教科書採択を目指して、5月19日、7月4日、10日の3回にわたり慎重かつ精力的な審議を重ね、選定資料を作成したとの報告をいただいております。

また、これと並行しまして、我々各教育委員の方でも6月中から自宅並びに教科書センターにおいて教科書見本を熟読の上、どの教科書が本市の児童にとって適切なものか、独自に調査研究を行ってまいりました。

7月20日には教育委員全員による学習会を開催し、選定委員会答申及び調査員報告書、大阪府教育委員会の選定資料、学校からの所見や教科書センターに寄せられました一般の方々からのご意見なども参考に、採択に係る全ての教科書と十分に照らし合わせながら調査研究を行ったところでございます。

本日はこれまでの検討内容をもとに審議を行い、本市の児童にとって適切な教科用図書を選択していきたいと考えております。答申並びに教科書見本につきまして各委員の机上にお配りしていますが、これまでの間に、これらの資料をもとに充分検討をしてまいりましたので、資料は必要に応じて参考にしながら審議を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

何かご意見ご質問等がございましたらよろしくお願いいたします。

それではただ今より、門真市立小学校用教科用図書の適正かつ公正な採択を行うため慎重に審議を進めていきたいと思っております。我々の責任と権限を持って採択を進めるために、ご意見をいただく中で、合意のうちに採択を行いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今回の道徳は8社について出ております。ご意見のある方は、挙手をお願いします。

長澤教育長職務代理者： まず道徳教科書採択で基本的なスタンスを先に述べたいと思っております。検定に出された8社がすべて検定を通過したということで、どの教科書もそれぞれに工夫されていて、とても素晴らしい内容だと思っております。内容を見ますと8社すべてに取り上げられている教材もありますし4社、5社と数社共通して取り上げられている教材もあるということはそれだけ内容的に素晴らしいものがあると理解をいたしております。内容を見ると今大切に考えられている問題解決学習や体験を通じた学習等が行われるようにそれぞれの出版社が編集されていると思っております。それがまず私の1つ目の感想です。

2つ目はA、B、C、D 4つの領域の中で内容項目は低学年が19、中学年20、高学年22。これをすべてしなければならないというのが学習指導要領の中にあるんですね。年間35時間で22の内容項目をやらなければならない。教材は35あるんですね。補助教材がありますので、35プラスアルファですね。1つの教材の中で2つ3つの内容項目を含んでいるのがありますから、35すべてしなくてもいいんですが、それでも22項目をすべてするとすると、子どもたちに大変な負担になるんでないかと思うんです。果たして実際にそれができるのかどうかですね。気を付けないといけないのはとにかく時間だけ消化しようと22項目を消化しなければならないということで、上滑りの授業を絶対に避けなければならないと思っております。それを避けるための1つの手だてとして子どもたちにとって分かりやすい、もう少し言えば面白い中身の教科書を選定していく必要があるんじゃないかと考えております。教材の個々の中身についても本来であれば論評しなければならないと思うんですけれども、例えば、この教科書のこの教材が良いと私が言ったとしても、その教科書が採択されてもその教材が扱われるかどうか疑問があります。そのためあまりその教材を議論するの

は無意味な気がします。なので全体的な観点から見まして、どれかに決めないといけませんから、門真の子どもたちにとってふさわしいと思われる教科書を、私なりに相応しいと思われる教科書を3つばかり挙げてみます。

1つ目は東京書籍です。これは一番という意味ではありません。発行者番号順に言います。これはページ数は約960ページと8社の中では割と少ない方です。版はA B版ですから今流行りのものです。いいところはすべての教材に読み物があって主発問と補助的な発問で極めてシンプルな構成になっていると。そうすると児童や教師にとって使いやすい教科書ではないかと思います。2点目は扱われている教材のバランスが良いと思います。特に生命や自然、崇高なものとの関わりに関する分野について、高学年で、かなり充実していると評価をいたしております。それから低学年では、文章が文節ごとに区切られていて、子どもたちにとって読みやすい、そして挿絵もかなり効果的であると思いますし、冒頭言いましたようにページ数が余り多過ぎないと。6年間で1,000ページぐらいが普通じゃないかと思うんですが、960ページですから、ページ数も適当でないかと思います。

強いて私から注文を付けると教材に対しての出典、原作者がないですね。私は残念だと思います。例えば「青の洞門」という教材で、これは「恩讐の彼方に」菊池寛ですね。例えばそれが載っていると、今の子どもたちはITを駆使する力はパソコンを含めて我々の想像をはるかに超えていますし、関心のある子どもは、青の洞門、恩讐の彼方に、菊池寛を探しますね。菊池寛となるとまず出てくるのが、「恩讐の彼方に」。その次に芥川賞直木賞がでてくるんです。この間芥川賞直木賞が発表されましたが、芥川賞直木賞を作ったのが、菊池寛だということが初めて分かるんですね。世間では余り知られていないので、芥川賞直木賞という名前だけ知られていて誰が創設してというのはあまり知られていません。おそらく原作者と出版社が書かれなかったのはそれなりの理由はあろうかと思うんですけれど、教員の指導書では書かれると思うんですけれど、それが1つ残念なことです。

2社目は光村図書です。1,050ページでここだけB5版です。また後で言いますが、光村図書が評価できるところは国際理解、共生・いじめの問題についての教材が充実していると思います。もう少し具体的に中身を見ていきますと、5年生で子どもの権利条

約、6年生で世界人権宣言が取り扱われています。道徳の時間にこういう国際的な人権に関する宣言ないし条約という約束事を取り上げる機会があってもいいんじゃないかと思っています。かと言って、光村図書が採択されてもその学校がこの教材を取り上げるかははっきり言って疑問ですが。

それから「考えよう」「つなげよう」でみずからの考えを深化させ問題解決学習ができるように工夫されていると思います。それから表紙の絵がなかなか感じがいいですね。冒頭の詩もいいと思います。

先ほど言いました版の大きさですが、A B版サイズが多い中で光村図書だけが唯一B 5版ですね。A B版は机に置くのはいいんですが、手に持って読む場合は、おそらく道徳の時間は子どもたちが先生に指名されて立って読むと思います。そうすると低学年は手に馴染みにくい。B 5だったら馴染みやすいというところでは評価するんですが、高学年の光村図書を見ると活字が詰まっている感じがします。これは版の大きさの影響かと思うんですけども、国語の教科書を見ているような気がします。

3つは日本文教出版ですが、1,299ページでA B版ですね。だからページ数としてはかなり大きいと思います。ただ良いところは家庭や学校など身近なところで仲間のことを考える教材が多く含まれていると。いじめについての教材がそれぞれの学年で繰り返し取り扱われているのが今の時代には相応しいのではないかと思います。別冊ノートが付いているんですね。この別冊については多分評価が分かれるところだと思うんですけども、毎時間の振り返りに使うように工夫されていまして子どもたちにとっては場合によっては便利かも分かりませんが、この別冊ノートがあるがために、子どもたちや教師の自由な発想を制限してしまっている気がします。

3社についてコメントさせていただきましたが、最終的には8社から1つ選ばなければいけません。今の時点で私は2社に絞って推薦したいと思います。私は東京書籍か光村図書が門真市の子どもにとって相応しいんじゃないかと思っています。

久木元教育長： ありがとうございます。それでは土川委員お願いします。

土川委員： 全体を見渡して、問いかけの仕方が丁寧に順を追ってするもの

とシンプルに項目も少ない問いかけのものに分けられます。ノートを採用しているところが3社あげられると思います。ノートについては、子どもたちが考えをまとめるという上で文章表現することで評価されることもありますが、私としては、道徳の教科書なので自由な発想で導いていくのがいいと感じました。

重要なポイントを聞くということ、自由な発想で答えるという観点から8社を見させていただきました。

まず、日本文教出版です。初めに「道徳のとびら」があり、自分、友達、社会、自然と図が示してあって、広がりを持ってどういところで考えていけばいいのかがよく分かりやすく図示されていること。それから問いかけとして、考えてみよう見つめてみよう、頑張ろうで問いかけていること。すべての教材ではないんですけども、こころのベンチのところで深く考えさせる構造になっていて、子どもにとって分かりやすい教科書、丁寧な教科書ではないかなと感じました。

次に、東京書籍です。東京書籍も問いかけがシンプルで自分の意見も持ちやすいと感じました。人物を取り扱った教材があるんですが、それについてはすごく身近な人物設定がされていて子どもに分かりやすいんじゃないかなと思います。1年生では動物がよく出てきて、2年生では身の回りが出てきて、3年生では分かりやすい体験とだんだん広がって行って、工夫された教材だなと思います。5行、10行という行表示があって工夫されていて使いやすいと思いました。

次に学研教育みらいです。教材を見てみると右の上の方に内容が、左の方にテーマはということで子どもが何を狙いにした作品であるかっていうのが分かりやすいんじゃないかなと思います。

それから教科書の中に書き込みの工夫があって、それも独特な工夫だと思いました。重点を置く教材に関してすごく丁寧に取り組まれていると感じます。

そういうところで、日本文教出版、東京書籍、学研教育みらいの3社が適当だと感じました。以上です。

久木元教育長： ありがとうございます。
それでは高橋委員お願いします。

高橋委員： 私からは、小学校の保護者の目線から発言させていただきます。

今回道徳の教科書ということで、子どもが多様な角度から物事を考えることができ、なおかつ、あまり難しすぎず、易しすぎないような、内容的にもバランスの取れた教科書を選ぶべきではないかなということを念頭に置きまして教科書を見させていただきました。

まず教科書の構成のところ、先ほどからのご意見で出ますけれども、別冊のノートに関してですけれども、それぞれ狙いがある、長所もあると思いますけれども、逆に特に低学年の子どもたちにとっては、文章を読んでからそのあとまたノートに書き込むという作業がかなり大変ではないかなと感じました。

それと内容ですけれども、土川委員もおっしゃっていましたが、人物がかなり多くとり上げている教科書がありますけれども、確かに今立派なことをされている方ばかりが載ってるわけなんですけれども、人物像というのは見方によっては評価が分かれるところがあると思いますので、教科書に余りたくさん人物を乗せるというのは余り望ましくないかなと感じました。そういった点から私自身総合的に評価させてもらって、東京書籍が一番評価できるんじゃないかなと感じました。

その理由としては内容的にも多様な題材がバランスよく扱われているということと、また構成の面でも挿絵とかで読みやすく、文章の後の問いかけなんかも、すごくシンプルで子どもたちが考えやすいように工夫されているんじゃないかなと思いました。以上です。

久木元教育長： ありがとうございます。それでは、桜井委員にお願いします。

桜井委員： 私は、市民と教育学の研究者の立場からお話いたします。

この道徳の教科化というのは2011年の大津市で起きた中学2年生の子どもの自死の後に、いじめ防止対策推進法の中で上がってきた案件です。道徳を教科として位置づけるということだったんですけれども、その時に例えば道徳教育学界などではとても大事なことは上から押しつける道徳になるってということに関して非常に議論があったところです。学会自体が。

そういったところで考えた時に、評価も大変難しいこれからの検討になってくるのですけれども、道徳の教科化というのは非常に今までの教科書採択と違って前提が随分論争的だったなという

ことであります。ルールが押しつけではなくて例えば、子ども中心主義の中でマリア・モンテッソーリというローマの子どもの家を作った研究者がいますが、彼女はモンテッソーリと有名になった幼稚園なんかで知られている人ですが、ルールは集団から立ち上がると述べていて上からではなくて関係の中でルールや徳というのは作られるというそういった観点からあえて教科書を選んでいくという立ち位置で考えてみました。

議論も5人でさせていただいたんですが、同じようにお互い考えているなと思ったことは、教科書として相応しいのは子どもの考え方を縛らずに、自由に考えを持てるようなものが良いということでした。良い教科書は正解のない教科書で、さらに自己責任に誘導するような教科書はよろしくないねということを考え合いました。

一番最初に、きっかけとなったそのいじめ問題にはそれぞれの教科書の中に出てくるのですけれども、大きな違いがあって、いじめはよろしくないの、やめましょうねという非常に倫理的なものに対して周りの同調圧力や周りの関係の中で立ち上がってくるんだよという教科書がいくつかありました。子どもの権利というのは、個の権利ではなくて、関係的権利と言われるので、とりわけそこが大事なという観点から見たときに、2冊挙げさせていただきたいと思います。これらのことを考慮するといじめの教材も同調圧力や子どもの関係性を考えているということで、光村図書と東京書籍の2冊です。

ただ光村図書に関しては子どもの権利条約なども、世界人権宣言なども5年生6年生で挙げられているのですけれども、子どもの権利条約で見たら、これ非常に教えにくい教材だと思われるのですが、内容が少しだけ大丈夫かなというところがあって、というのは、まず「権利は4つの柱をもとに作られていて、この条約は」となっているのですが、この条約に関してはずっとルーツを調べて、何年も研究してきたものですから、後づけで4つの柱を作ったもので、少し内容に関して調整を是非かけていただいたらいいかなという意見があります。それが私の教科書に関しての意見です。以上です。

久木元教育長： ありがとうございます。いろいろなご意見ありがとうございました。さまざまなお立場からまたさまざまな観点からご意見を

いただいたと思います。

例えば子どもにとって読みやすい、読み取りやすい、分かりやすいそういった観点、あるいは自由な発想で書かれているか、発想が浮かび上がるかとかそういった観点、あるいは教員にとっても指導しやすいというそういった観点もいろいろとご意見あったかと思いますが。特にその他ご意見ございますでしょうか。

それではそれぞれの教科書に特徴があり評価したいと思いますが、先ほども申しましたように、合意の中で進めていきたいと思っております。ただ今のご意見等を総合的に判断いたしますと東京書籍を推すご意見が多かったように思います。ということによりよろしいでしょうか。

ありがとうございます。特にご異議がないようでございます。それではご意見を総合いたしまして平成30年度の小学校使用教科用図書特別教科道徳につきましては、東京書籍の「新しい道徳」を採択いたします。

日程第4

議案第27号 平成30年度小学校使用教科用図書の採択について
説明者 杉井学校教育課参事

議案書の3ページをご覧ください。

「特別の教科 道徳」以外の、30年度に門真市立小学校において使用する教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令の定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」との規定に基づき採択を行うこととなります。

同一教科書を採択する期間につきましては、「義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第15条第1項の規定により、4年間と定められております。

小学校では、平成27年度より4ページに掲載しております一覧の教科用図書が使用されており、採択期間は、平成30年度までとなっております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 5

議案第28号 平成30年度小学校使用教科用拡大図書の採択について

説明者 杉井学校教育課参事

議案書の 5 ページをご覧ください。

現在、門真小学校に、視覚に障がいがある児童が在籍しており、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」に基づき、教科書会社が発行している拡大教科書を使用しているところでございます。

30年度につきましても、この児童が学習するにあたり、拡大教科書の使用が必要であることから、平成30年度使用教科用図書として先ほど採択いただいた発行者が発行している拡大教科書を学校教育法附則第9条に規定する教科用図書として採択をお願いするものでございます。教科書種目一覧は6ページのとおりでございます。

長澤教育長職務代理者： 以前もお聞きしたかもしれませんが、算数と音楽を使わない具体的な理由は何ですか。発行されていないのか、不必要なのか。

杉井学校教育課参事： こちらにつきましては、本人、保護者に確認を取りまして、拡大でない教科書で対応できるということなので、この教科につきましては拡大教科書が必要ないということでございます。

[全委員異議なく、可決]

日程第 6

議案第29号 平成30年度中学校使用教科用図書の採択について

説明者 杉井学校教育課参事

議案書の 7 ページをご覧ください。

30年度に門真市立中学校において使用する教科用図書の採択につきましては、議案第27号と同様に、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条、及び「義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第15条第1項の規定に基づき、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図

書の採択を行うこととなります。

中学校では、平成28年度より8ページに掲載しております一覧の教科用図書が使用されており、採択期間は、平成31年度までの4年間となっております。

[全委員異議なく、可決]

日程第7

議案第30号 平成30年度中学校使用教科用拡大図書の採択について

説明者 杉井学校教育課参事

議案書の9ページをご覧ください。

現在、第三中学校で視覚に障がいがあり、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」に基づき、教科書会社が発行している拡大教科書を使用している生徒が在籍しております。

30年度につきましても、この生徒が学習するにあたり、拡大教科書の使用が必要であることから、平成30年度使用教科用図書として先ほど採択いただいた発行者が発行している拡大教科書を学校教育法附則第9条に規定する教科用図書として採択をお願いするものでございます。教科書種目一覧は10ページのとおりでございます。

[全委員異議なく、可決]

久木元教育長から本来なら日程第8諸報告となるところですが、告示後、急施案件の提出があったため、日程第9を追加し、議案を先に審議してよいか各委員に諮ったところ異議なく、追加議案を審議する運びとなった。

日程第9

議案第31号 門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見聴取に関する

る規則の制定に伴う意見聴取について

説明者 中野教育総務課長

本件につきましては、門真市立幼保連携型認定こども園に関する事務について教育委員会の意見を聴く事項を定めることに伴い、門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第27条第2項の規定に基づき、教育委員会への意見聴取がありましたので、同意するものであります。

議案書3ページをご覧ください。

育委員会の意見を聴く事務として、第1号門真市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定、第2号門真市立幼保連携型認定こども園の設置、廃止及び休止、第3号前2号に掲げるもののほか、門真市教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして市長が認めるものと定めております。

なお、附則として、この規則の施行日を公布の日からとしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第8

諸報告

番号1 門真市PTA協議会補助金交付要綱の一部改正について

説明者 清水生涯学習課長補佐

諸報告資料1ページをご覧ください。

今回の改正は、門真市PTA協議会が事業見直しにより、これまでの「母親代表委員会講演会事業」の会員同士が交流できる場は残しつつ、母親に限らず、父親、多くの保護者、教職員が参加できるような、魅力ある事業、講演会等の実施をめざす事業として「文化交流委員会講演会事業」に変更するに伴い改正するものです。

改正部分につきましては、新旧対照表のとおり第2条では定義の事業名等を、第3条では補助金の交付期間を、別表の補助金対象事業、補助対象経費をそれぞれ改正しております。

附則としてこの要綱は、平成29年7月12日から施行し、平成29年度分として交付する補助金から適用するとしております。

—すべての報告が終了—

久木元教育長 閉会宣言 午後2時44分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 久木元 秀平

署名委員 土川 好子